

第23編 釧路広域連合

釧路広域連合

1 広域連合設置の必要性

交通網や情報網の発達によって住民の生活圏が市町村の枠を越えて大きく広がり、効率的で質の高い行政サービスを提供していくためには、広域的な視点が不可欠となっており、ごみ処理の広域化を推進することによって、ごみを適正に処理し、環境の保全を図っていくものである。

2 設立の経過等

戦後、家庭ごみの収集や処理は市町村ごとに行われてきたが、ごみ排出量の増大、ごみ質の多様化、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性など様々な課題が顕在化し、市町村単独の取組みでは適正なごみ処理が難しい状況となってきた。

これらの喫緊の課題に対応するため、国は平成9年に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、ダイオキシン類の排出削減と広域処理の必要性を各都道府県に通知した。

釧路支庁管内においても10市町村による「釧路支庁管内ごみ広域処理検討協議会」が平成10年に設立され、3カ年の協議期間を経て6市町村（旧釧路市・釧路町・旧阿寒町・鶴居村・白糠町・旧音別町）による、可燃ごみの広域処理が合意に達し、平成14年8月12日に北海道内で8番目の広域連合として「釧路広域連合」が設立された。

平成15年10月には釧路広域連合清掃工場の建設に着手し、平成18年3月に完成、同年4月1日より構成市町村の可燃ごみ焼却を開始した。

平成21年に弟子屈町、令和2年に厚岸町が新たに加入し、構成市町村は1市4町1村となる。

3 広域連合の概要

- (1) 名 称 釧路広域連合
- (2) 設立年月日 平成14年8月12日
- (3) 広域連合を組織する地方公共団体
釧路市、釧路町、鶴居村、白糠町、弟子屈町、厚岸町
- (4) 管理施設 釧路広域連合清掃工場
- (5) 広域連合の議会 議員定数21人（釧路市11人、その他町村各2人）
- (6) 連合長、副連合長及び事務管理者
現在、連合長は釧路市長、副連合長は釧路町長、鶴居村長、白糠町長、弟子屈町長、厚岸町長。
事務管理者は釧路市副市長をもって充てる。
- (7) 事務局
釧路広域連合清掃工場内に事務所を有し、事務局長他3人が専任職員として、釧路市から派遣され、4人体制。

4 処理する事務

- (1) ごみ処理施設（釧路広域連合清掃工場）の管理及び運営に関する事務

5 釧路広域連合清掃工場稼動実績報告（令和3年度）

市町村名	年間ごみ搬入量（t）	ごみ量実績割合（%）	市町村負担金（千円）
釧路市	50,168.54	81.09	434,691
釧路町	5,285.87	8.55	51,194
白糠町	1,599.13	2.59	24,751
鶴居村	655.86	1.06	13,534
弟子屈町	1,959.08	3.17	28,963
厚岸町	2,187.99	3.54	39,750
合 計	61,856.47	100	592,883